

○狭山市規格葬儀実施要綱

平成12年3月24日

告示第43号

改正 平成17年12月27日告示第286号 平成24年6月14日告示第175号

平成26年3月12日告示第46号 令和元年9月27日告示第128号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民等が低廉な料金で標準的な葬儀を行えるように市が定める規格葬儀の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

(1) 規格葬儀 市民等が低廉な料金で標準的な葬儀を行えるように、市が定める仕様及び料金により実施する葬儀をいう。

(2) 指定葬祭業者 規格葬儀を取り扱う業者として市長が指定したものをいう。

(規格葬儀の利用対象者)

第3条 規格葬儀を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 死亡時に、本市において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されていた者の葬儀を行おうとする者

(2) その他市長が特に認める者

(一部改正〔平成24年告示第175号〕)

(規格葬儀の仕様及び料金)

第4条 仏式による規格葬儀の仕様及び料金は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げるものを加えることができる。

2 神式、キリスト教式その他の方式による規格葬儀の仕様及び料金は、仏式に準じた取扱いとする。

(利用方法)

第5条 規格葬儀を利用しようとする者は、指定葬祭業者に仕様及び料金を確認のうえ、直接指定葬祭業者に申し込むものとする。

(指定葬祭業者の要件)

第6条 指定葬祭業者は、葬祭を行うことを業とする者で次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- (1) 本市に店舗又は営業所を有する者であること。
 - (2) 3年以上の営業経験を有する者であること。
 - (3) 規格葬儀の実施に必要な葬祭具等を保有している者であること。
- (指定葬祭業者の指定)

第7条 指定葬祭業者としての指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、毎年1月10日から同月末日までの間に、狭山市規格葬儀指定葬祭業者申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 指定を受けようとする者の登記事項証明書（個人にあっては、住民票）
- (2) 事業状況報告書
- (3) 規格葬儀に使用する祭壇の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、内容を審査し、その結果を狭山市規格葬儀指定葬祭業者決定（却下）通知書により申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により指定葬祭業者として決定をしたときは、当該決定をした者と速やかに狭山市規格葬儀に関する協定書を取り交わしたうえで、指定をするものとする。

（一部改正〔平成17年告示286号〕）

(指定の有効期間)

第8条 指定の有効期間（以下「指定期間」という。）は、指定を受けた日から2年とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、指定の期間を短縮することができる。

(指定の更新)

第9条 指定葬祭業者は、指定の期間満了後も引き続き指定を受けようとするときは、指定期間満了の日の1月前までに指定の更新の手続を行わなければならない。

2 第7条の規定は、指定の更新について準用する。この場合において、申請書に添付する書類については、同条第1項各号に掲げるもののうち、市長がその都度必要と認める書類とする。

(標識の交付等)

第10条 市長は、指定をした者に対し狭山市規格葬儀指定業者の標識（以下「標識」という。）を交付するものとする。

- 2 指定葬祭業者は、標識を店舗又は営業所内の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 3 指定葬祭業者は、標識を汚損し、又は紛失したときは、直ちに市長に届け出て標識の再交付を受けなければならない。
- 4 指定葬祭業者は、休業し、廃業し、指定を辞退し、又は指定の取り消しを受けたときは、直ちに標識を市長に返納しなければならない。

(指定葬祭業者の責務)

第11条 指定葬祭業者は、規格葬儀の趣旨を十分に理解し、この要綱の規定及び協定書の内容を遵守しなければならない。

- 2 指定葬祭業者は、規格葬儀の実施にあたっては、懇切かつ迅速に対応しなければならない。
- 3 指定葬祭業者は、第7条第1項第1号に掲げる書類に変更が生じたときは、直ちに市長に届け出なければならない。
- 4 指定葬祭業者は、帳簿を備え、毎月15日までに前月分の規格葬儀の取扱状況を市長に報告しなければならない。

(指定の取消)

第12条 市長は、指定葬祭業者が第6条に掲げる要件に該当しなくなったとき又はこの要綱の規定を遵守しないときは、指定を取り消すことができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成12年6月1日から施行する。ただし、第6条から第8条まで及び第10条から第12条までの規定は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度において第7条第1項の規定を適用する場合においては、同項中「毎年1月10日から同月末日」とあるのは、「4月1日から同月15日まで及び1月10日から同月末日」とする。

附 則 (平成17年12月27日告示第286号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年6月14日告示第175号)

- 1 この告示は、平成24年7月9日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1号の規定は、この告示の施行の日以後に死亡した者の葬儀を

行おうとする者について適用し、同日前に死亡した者の葬儀を行おうとする者については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 3 月 12 日告示第 46 号）

- 1 この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この告示の施行の日以後に行う規格葬儀の料金について適用し、同日前に行う規格葬儀の料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 9 月 27 日告示第 128 号）

- 1 この告示は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この告示の施行の日以後に行う規格葬儀の料金について適用し、同日前に行う規格葬儀の料金については、なお従前の例による。

別表第 1（第 4 条関係）

（一部改正〔平成 17 年告示 286 号・26 年 46 号・令和元年 128 号〕）

葬祭具等	内容	仕様 1	仕様 2
祭壇	3 段飾り設営一式（施主花及び四ヶ花 1 対並びに祭壇回りの室内幕を含む。）	○	
	4 段飾り設営一式（施主花及び四ヶ花 1 対並びに祭壇回りの室内幕を含む。）		○
棺おけ	並棺（窓付平型）	○	
	桐棺（窓付平型）		○
	棺覆、棺布団（3 点）、防水紙、まこも、杖、草履、かたびら、数珠、足袋、手甲、きゃはん	○	○
骨つぼ	白つぼ	○	
	るり・花柄		○
その他	位はい 2、位はい袋 2、そとば 2、7 本そとば、膳、はい帳、抹香、線香、ろうそく、故きゅう紙、忌中あんどん、高張ちょうちん 1 対、焼香所用具一式、受付用具（机 2・椅子 4・盆 2）	○	○

	記録帳（会葬者名簿 2・香典帳 2・買物帳 1）、 標示紙（受付紙・指示紙・自動車番号紙・忌中 紙）		
	式場看板 1、案内看板 3、事務用品一式、後飾 り（線香及びろうそくを含む。）、放送設備一 式（通夜及び告別式司会を含む。）		○
料金		99,000円	220,000円

注

- 1 葬祭具等は、指定葬祭業者によって異なる。
- 2 火葬料、霊きゅう車及び斎場使用料は、規格葬儀の料金には含まない。
- 3 料金には、消費税を含む。

別表第 2（第 4 条関係）

（一部改正〔平成 17 年告示 286 号・26 年 46 号・令和元年 128 号〕）

葬祭具等	単位	料金
枕飾り（線香及びろうそくを含む。）	1 式	6,600円
ドライアイス	10 キロ グラ ム	7,700円
会葬礼状（清め塩及び封筒付き）	10 0 枚	7,700円
供物果物（祭壇果物かご及び盛菓子各 1 対）	1 式	8,800円
写真引き伸ばし（背景修正・着替え・額リボン・白黒）	1 枚	16,500 円から
机	1 台	1,100円
いす	1 脚	220円
受付盆	1 個	110円
会葬者名簿又は香典帳（各 1 冊 100 名記録可）	1 冊	550円

ハンカチ	1 枚	3 3 0 円から
テント (3. 6メートル×2. 7メートル)	1 張	5, 5 0 0 円
式場看板 1 及び案内看板 3	1 式	2 2, 0 0 0 円
腕章又はリボン	1 個	1 1 0 円
臨時照明具	1 個	5 5 0 円
放送設備 (通夜及び告別式司会を含む。)	1 式	2 7, 5 0 0 円
鯨幕 (1. 8メートル×1. 8メートル)	1 張	1, 1 0 0 円
後飾り (線香及びろうそくを含む。)	1 式	1 1, 0 0 0 円

注 料金には、消費税を含む。